

**第６波対応事業者支援金の支給のお知らせ**

東御市

新型コロナウイルス感染症の感染拡大第６波によるまん延防止等重点措置の発出により大きな影響を受けた市内事業者の経営を支援するため、次のとおり支援金を支給します。

**１　支給対象者**　令和４年１月27日時点で市内の店舗等において営業する事業者で、今後も営業を継続する意思がある下記のいずれかに該当する方

**(1) 旅館業事業者**旅館業法の許可を受けた旅館業

**(2) 住宅宿泊事業者（民泊）**住宅宿泊事業法の届出をした住宅宿泊事業

**(3) 旅行業**旅行業法の登録を受けた旅行業

**(4) タクシー事業者**道路運送法の許可を受けた事業者

**(5) 貸切バス事業者**道路運送法の許可を受けた事業者

**(6) 運転代行事業者**自働車運転代行業の業務の適正化に関する法律の認定を受けた事業者

**(7) 食品卸売事業者**令和４年１月27日に長野県から発出されたまん延防止等重点措置による営

業時間の短縮要請に応じた飲食店等と継続的な食品の取引実績がある事業者

**(8) 理容・美容事業者**　　　　理容所・美容所の検査確認を受けた事業者

※　公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う方、暴力団員及び暴力団関係者、市税等に滞納がある方は対象外です。

**２　支援金の額　１事業者につき上限30万円（１回限り）**

※令和３年売上額と令和元年売上額を比較し、その減少額を支給します。

**３　申請の方法と必要な書類**

　　　次の書類を揃えて、提出先まで提出（郵送可）してください。申請様式は、市公式ホームぺージからダウンロードするか、下記の申請書提出先又は東御市商工会でお配りしています。

(1)　東御市第６波対応事業者支援金交付申請書及び実績報告書（請求書）

(2)　営業許可証の写し

(3)　通帳等の写し（振込先口座情報が分かるもの）

(4)　店舗で営業していることがわかる写真（店舗外景写真など）

(5)　令和元年及び令和３年の確定申告書第１表又は事業収支内訳書の写し

(6)　１月27日時点で営業している飲食店等と食品等の継続した取引をしていることが確認できる書類（卸売業のみ）

※　その他、営業内容を確認するために必要な書類の添付を求める場合があります。

**４　申請期間**　令和４年４月１日(金)から**令和４年10月31日(月)まで（当日消印有効）**

**５　申請書提出先**

郵便番号：389-0592（事業所の個別郵便番号）

　　　　　住 所 等：長野県東御市県281番地２　東御市産業経済部　商工観光課　商工労政係

**６　その他**

(1) 申請書提出先（上記５）及び東御市商工会（電話７５－５５３６）でも、申請書の作成相談支援を行っていますので、お気軽にご相談ください。

◇ お問い合わせ先 ◇

東御市商工観光課商工労政係　TEL 0268-64-5895